

新型コロナウイルスワクチン 65歳以上の高齢者の方へ接種券を順次送付します！

医療従事者等から順番にワクチン接種が始まっています。ワクチン接種は国が定めた優先順位に沿って行われ、**4月下旬以降、接種の時期が近づいたら、順次、高齢者の皆さんに接種券を送付します。**それ以外の方については、もうしばらくお待ちください。

- 接種時期の順番**
- ① 医療従事者等
 - ② **65歳以上の高齢者(高齢者施設の従事者)**
 - ③ 基礎疾患のある方
 - ④ ①～③以外の方

費用 無料

申込方法

接種券等を住民票の住所に郵送します。接種券が届きましたら、次のいずれかの方法で申し込みください(事前予約が必要です)。

・電話で申込

熊本市新型コロナワクチンコールセンター
(☎096-300-5577)

・熊本市ワクチン接種予約受付サイトで申込

サイトURL
https://vaccines.sciseed.jp/kumamotocovid19



※お近くのかかりつけの病院または診療所で予約受付を行っている場合もあります。

接種会場に持参するもの

接種券、本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)、予診票

問い合わせ

- ・予約や手続きに関する問い合わせ(毎日午前9時～午後5時)
熊本市新型コロナワクチンコールセンター(☎096-300-5577)
- ・ワクチンに関する問い合わせ(毎日午前8時半～午後5時半)
熊本県新型コロナウイルスワクチン専門的相談窓口(☎096-285-5622)

詐欺に注意してください！

新型コロナウイルスのワクチン接種についての詐欺が全国で発生しています。注意してください。

▶事例1

「新型コロナワクチンを優先的に接種できる」といわれ金銭を要求された。
→ ワクチン接種は無料です。金銭を要求することはありません。

▶事例2

「ワクチン接種のために情報が必要」といわれ、個人情報聞き出そうとされた。
→ 直接訪問したり、電話・メールで個人情報を求められることはありません。

不安や不審に思われる場合は、最寄りの警察署や市消費者センター(☎096-353-2500 平日午前9時～午後5時)に相談ください。

■その他相談窓口

- ・ワクチンに関する相談
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
(☎0120-761770) (毎日午前9時～午後9時)
- ・ワクチン詐欺に関する相談
国民生活センター新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン
(☎0120-797-188) (毎日午前10時～午後4時)

飲食店の感染防止対策を支援します！

飲食店等が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について支援します。

対象施設 市内に所在する飲食店等(飲食店、居酒屋、バー・スナック など)
※デリバリー・テイクアウト専門店、移動販売を除く

支援内容

・感染拡大防止対策費の支援

小規模改修・備品購入費への補助	
対象	衛生環境の整備、換気の向上、密集接触の回避に資するもの(例:空気清浄機、換気扇、サーキュレーター、アクリルパーテーションの設置等)
補助上限額	15万円
補助率	1/2

※ただし、令和2年度に実施した同制度により補助を受けた店舗を除く。

・感染拡大防止実践店として紹介

業種別ガイドラインをクリアした飲食店等を、専用ホームページで紹介します。また、感染拡大防止実践店を証明するステッカーも配布します。



コールセンターの設置

飲食店等への支援制度の説明、申請方法などについて相談ができます。

☎096-328-2445 (4月1日から設置)

詳しくは、コールセンターまたは市ホームページへ。



(熊本市飲食店等支援コールセンター ☎096-328-2445)

雇用奨励金を交付します

新型コロナウイルス感染症による失業者を雇用した事業主に雇用奨励金を交付します。

対象 市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた市内在住の方等を3か月以上雇用した事業主
※このほかにも交付の要件があります。

交付金額 正規雇用:30万円/人、非正規雇用:15万円/人
(1社あたり10人分を上限)

詳しくは、市ホームページへ。



(しごとづくり推進室 ☎096-328-2371)

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 税の申告期限等を延長し、 受け付けします

市・県民税(住民税)の申告書の提出期限

提出期限 ~4月15日(木)まで(平日のみ)

受付時間 午前9時～午後5時

受付場所 市庁舎2階 市民税課窓口

※所得税等の確定申告書の受け付けはできません。

原則郵送での提出をお願いします。

申告に関する相談は

市民税課申告相談専用ダイヤル(☎096-328-2183)へ。

※上記ダイヤルは4月15日まで利用可。

(市民税課 ☎096-328-2181)

申告所得税、贈与税および

個人事業者の消費税の申告・納付期限

申告期限・納付期限 ~4月15日(木)まで

(申告相談は平日のみ)

受付時間 午前9時～午後4時

申告相談会場 管轄の税務署

(熊本西税務署または熊本東税務署)

※「熊本城ホール」ではありません。

※可能な限り自宅からスマホ・パソコンでe-Taxにより申告をお願いします。

※会場の混雑緩和のため、「入場整理券」を当日会場にて配布します。「入場整理券」は国税庁のLINE公式アカウントでも事前に発行できます。なお、混雑の状況により、後日来場をお願いする場合があります。

振替納付日の変更について

上記期限の延長に伴い、申告所得税は5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)に変更となりました。

(熊本西税務署 ☎096-355-1181)

(熊本東税務署 ☎096-369-5566)